

政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

●概要

確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進めるため、10の施策によってその目的の達成を目指す。

●主管課(課長名)

初等中等教育局初等中等教育企画課 (中岡 司)

●評価

確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める取組は、全体的に十分な進捗が見られたと判断できる。

●22年度の施策状況

○確かな学力の育成(施策目標2-1)

基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などまで含めた「確かな学力」を身に付けさせるため、学習指導要領の目標・内容に照らした児童生徒の学習状況の改善を図るとともに、学校図書館の機能の充実や、学校における教育の情報化の充実、英語教育の充実などの諸施策を実施した。

国内外の学力調査等の結果を分析した結果、我が国の生徒の学力は改善傾向にあるが、算数の授業の内容がわかる小学生の割合が減少している点や、学校図書館について、蔵書の増加冊数は目標を達成している一方で学校規模に応じた蔵書の整備目標を達成した学校の割合が低いという点など、一部課題も見られる。

○豊かな心の育成(施策目標2-2)

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現するため、諸施策を実施した。また、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決するため、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を進めるとともに、教育相談等を必要とする児童生徒が適切な教育相談を受けられることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を通じた教育相談体制の整備を支援することにより、問題の解決を図った。

職場体験等の実施状況や人権教育の推進状況から、それらの取組は着実に進められてきているが、児童生徒の問題行動等への対応については、不登校児童生徒に占める、学校内外の相談機関等で指導などを受けた児童生徒の割合など、各指標の結果が昨年度とほぼ横ばいとなっており、その改善に向けた取組をさらに進めていくことが今後の課題である。

平成20年1月17日の中央教育審議会答申において、児童生徒の心の活力が弱まっているとの指摘があり、また、問題行動等についても依然として大きな課題である。

○青少年の健全育成(施策目標2-3)

・モニタリングとしたため、モニタリング結果を参照

○健やかな体の育成及び学校安全の推進(施策目標2-4)

児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることのできる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成を図る施策を行った。

学校保健委員会の設置率や薬物乱用防止教室の開催率の上昇、栄養教諭配置数や学校給食における地場産物の使用割合の増加、地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われている小学校の割合や子どもの安全対応能力の向上を図るための取組を実施している各学校の割合の高水準維持など、十分な進捗が得られた。

しかし、依然として、喫煙、飲酒、薬物乱用、アレルギー疾患、各種感染症、生活習慣病、メンタルヘルス等、児童生徒の心身に様々な健康課題が生じていること、子どもたちの食生活の乱れや健康への影響も見られること、学校給食における地場産物の活用率については上昇傾向にあるものの目標値に届いていない等の課題がある。学校安全については、学校内外において不審者による子どもの安全を脅かす事件等が発生しているため、地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制の整備及び児童生徒が危険を予測・回避する能力を習得するための取組を引き続き実施するこ

と、また、このたびの東日本大震災の教訓を次世代に引き継ぐ観点から、防災教育の見直し・再構築を行うことも今後の課題である。

○地域住民に開かれた信頼される学校づくり（施策目標2-5）

地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営を実現するとともに、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるようにするための施策を実施した。

概ね想定どおり進捗したと判断できるが、学校関係者評価については、幼稚園や私立学校の実施率が低く、学校種や設置形態により取組の差がある。また、コミュニティ・スクールの指定校についても地域的な偏りや、指定校における地域住民の参加の偏りがある。

単位制高等学校は、着実に増加しており、中高一貫教育校についても、制度導入以降着実に増加しているが、設置形態別では、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する「併設型」が最も多く、設置者別では私立が最も多いなどの偏りも見られ、都道府県ごとの設置状況も大きく異なっている。

○魅力ある優れた教員の養成・確保（施策目標2-6）

児童生徒や保護者からの尊敬と信頼を得られるような優れた資質能力を有する教員を養成・確保するとともに、能力と実績に応じた評価と処遇を行うことを通じて教員のやる気と能力を引き出すため、教員免許更新制の導入や新しい教員評価システムの実施などを通じて、教員の資質能力の向上を図る施策を行った。

本施策の実施により、教員免許更新制に関する取組の促進および、教育委員会と大学、大学間、地域間における連携の促進などが期待される。さらに、教員免許更新制の実施により教員が最新の知識技能を修得することができることに加え、教育委員会と大学等の連携の推進により、それぞれ研修や養成に活かされるなど波及効果が高い。

教育委員会と大学の連携は着実に進んでおり、教員研修に関して大学との連携を行っている教育委員会の割合は8割を超える水準を保っているものの、ほぼ横ばいで推移していることから、さらなる連携の改善充実が課題である。また、教員免許更新制については、制度導入当初から十分な体制を整備することが出来たものと認識しているが、引き続き教員免許更新制を円滑に実施することが課題である。さらに、都道府県・指定都市教育委員会において、教員評価の結果が処遇等に反映されることも含め、教員評価システムが適切に実施されることが課題である。

○安全・安心で豊かな学校施設の整備推進（施策目標2-7）

地方公共団体が実施する耐震化事業に対して国庫補助を行うことによって、公立学校施設における耐震化事業を積極的に推進した。

こうした取組により、公立学校施設の耐震化は着実に進捗しており、幼児児童生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時における地域住民の応急避難場所となる学校施設の安全性を確保するためには、必要な予算を確保し、地方公共団体の財政負担を軽減することが有効であると考えられる。

しかしながら、未だに耐震性が確保されていない公立学校施設も存在（公立小中学校施設の耐震化率 73.3%）している中で、東日本大震災が発生し、耐震化の重要性が再認識された。また、地震防災対策特別措置法による耐震化事業の国庫補助率嵩上げ措置の期限が平成 27 年度末まで延長されたことを踏まえ、平成 27 年度までのできるだけ早いうちに全国の公立学校施設における耐震化事業を完了させるという目標を設定しており、一刻も早くその全てを耐震化することが課題である。

○教育機会の確保のための特別な支援づくり（施策目標2-8）

モニタリングとしたため、モニタリング結果を参照

○幼児教育の振興（施策目標2-9）

教育基本法第 11 条（幼児期の教育）の規定を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組んだ。

これにより、幼児教育・保育に係る保護者や地域の多様なニーズに柔軟かつ適切に対応し、幼児教育の質の向上や質の維持・点検を行い、保護者の経済的負担の軽減や公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を一定程度図ることができた。

「認定こども園」制度の普及促進については、毎年着実に増加しているものの、まだ認定件数が 762 件にとどまり、進捗にやや遅れが見られる点が課題である。

○一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進（施策目標2-10）

本施策は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、教員の専門性向上や、外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備を総合的に推進した。

一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進のための取組みは、全体として、順調に推移し、公立小・中学校における校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率といった、基礎的な支援体制はほぼ整備されている。一方で「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」といった、障害のある児童生徒一人一人に対する支援については着実に取組が進んでいるものの、依然十分とは言えない状況にあること、また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率も上昇しているが、まだ 7 割と依然十分とは言えない水準にあることから、これらへの対応が今後の課題である。

●23年度以降の政策への反映方針

○確かな学力の育成（施策目標2-1）

- ・「確かな学力」が育成されるよう、全国学力・学習状況調査等の実施により学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善を図るとともに、平成20年3月に改訂した小・中学校学習指導要領、平成21年に改訂した高等学校学習指導要領の円滑な実施に向けて、趣旨や理念の周知・徹底及び、新学習指導要領を踏まえた教育諸条件の整備等の支援を引き続き行う。
- ・児童生徒の主体的な学習活動や読書活動が充実するよう、学校規模に応じた蔵書の整備目標の達成や読書環境の定着に向けた取り組み等、引き続き関連施策の推進を図る。
- ・学校におけるICT環境の一層の整備促進のため、必要な地方財政措置要望を行う等、引き続きその推進を図る。
- ・外国語教育の更なる充実が図られるよう、引き続き新学習指導要領の着実な実施に向けた条件整備を行うとともに、外国語教育改善のための諸施策を推進する。

○豊かな心の育成（施策目標2-2）

- ・子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少等の中、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱っている傾向があり、道徳教育充実のための保護者・地域との連携、外部講師派遣、道徳教材の活用など、自治体等における多様な取組について支援を行い、学校・地域の創意工夫を生かした取組を促進する。
- ・児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、小学校において実施する体験活動のうち、3泊4日以上での自然の中での集団宿泊活動を支援するとともに、その普及・啓発に努め、小学校における豊かな体験活動のより充実した展開を推進する。
- また人権教育については、平成19年度の第3次とりまとめを踏まえた指導方法のあり方について、引き続き、指定地域や指定校においてモデル的な取組の調査研究を行うとともに、教育委員会や学校における取組の実施状況を検証し、今後の人権教育のあり方を検証するため、調査研究会議を実施する。
- ・全国の高等学校（特に普通科）の教職員に対し、キャリア教育の理解を促進するための取組を行っていく。また、学校外部の教育資源を活用した教育活動を推進するため、「学校側が望む支援」と、「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をマッチングするポータルサイトを整備する。なお、平成24年度機構定員要求においては、学校におけるキャリア教育の推進のため、係長・係員を1名ずつ要求している。
- ・いじめ、不登校、自殺、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、小学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置を一層進めるなど、相談体制の整備を推進する。
- また、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応には、関係機関とのネットワークを活用した日常的な支援の実施が重要であり、関係機関と連携した支援をより一層推進する。
- なお、平成24年度機構定員要求においては、自殺予防担当の専門職を1名要求している。

○健やかな体の育成及び学校安全の推進（施策目標2-4）

- ・達成目標（1）については、平成24年度においても、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応するため、学校保健に係る取組を引き続き実施する。
- ・学校保健委員会に関しては、今後も全ての学校への設置を目指すとともに、内容の充実を図るなど、一層の普及・啓発に努めていく。平成24年度においては、引き続き設置状況等について調査を行い、その結果を基に健康教育行政担当者連絡協議会において指導を行う。
- ・薬物乱用防止教室に関しては、特に中・高校の開催率は100%を目指すよう重点的に指導するとともに、小学校においても早期の予防教育の重要性を指導していく。また、高校生用教育教材や薬物乱用防止教室の優良事例集などを配布し、引き続き充実・強化を図る。
- ・平成24年度機構定員要求においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子力事故を受けて、今後、放射線による児童生徒等への健康被害の防止のための体制の強化を図るため、学校放射線対策専門官1人、専門職2人を要求している。
- ・達成目標（2）については、平成24年度においても、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食等と関連付けた効果的な食に関する指導及び指導体制の整備を推進する取組を引き続き実施する。
- ・学校における食育の推進の中核となる栄養教諭の配置に関しては、その配置の促進に資するよう、栄養教諭による取組の成果の周知・普及に努める。
- ・学校給食における地場産物の使用割合に関しては、第二次食育推進基本計画に明記された30%以上を目指すため、地場産物の活用促進につながる事業を実施し、引き続き使用割合の増加を図る。
- ・達成目標（3）については、平成24年度においても、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制の整備及び子どもたち自身に危険を予測・回避する能力を習得させる取組等を引き続き実施する。
- ・地域ボランティアによる学校内外の巡回・警備に関しては、子どもの安全確保のための見守りに対する支援等を引き続き推進する。
- ・子どもの安全対応能力の向上に関しては、防犯教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会等の一層の充実に努めていく。
- ・平成24年度機構定員要求においては、東日本大震災を受けて、今後、学校における防災教育・防災管理体制の抜本的強化を図るため、防災教育専門官1人、防災教育係長1人、防災教育係員1人を要求している。

○地域住民に開かれた信頼される学校づくり（施策目標2-5）

- ・学校関係者評価等の取組の充実に向けて、「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価の在り方に関するワーキンググループ」において、実効性のある学校関係者評価の在り方等についての検討を進めており、制度普及にあたっての課題についてさらに分析を深めていく。
- ・「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を活用した取組が各地域の実情にあった形でより多く行われるよう、「学校運営の改善の在り方に関する調査研究委託事業」等において効果的な推進方策の在り方について検討を進める。また、「制度普及説明会」や「地域とともにある学校推進協議会」等の制度普及の機会を活用し、制度の一層の定着と推進を図る。
- ・「高等学校教育改革の推進に関する調査研究」を行い、その成果を広く普及し、高等学校づくりの充実に努める。また「全国高等学校教育改革研究協議会」を通じ、各都道府県の先進的な事例、検討状況について意見交換及び協議等を実施し、生徒や保護者、地域、社会のニーズに対応した特色ある高等学校づくりに資する高等学校教育改革を推進する。

○魅力ある優れた教員の養成・確保（施策目標2-6）

- ・教育委員会と大学の連携は進んでいるものと認識しているが、さらなる連携の改善充実が必要と考えられるため、引き続き施策を実施していく。
- ・教員免許更新講習については、平成 22 年度においては必要十分な体制を整備することができたものと認識しており、引き続き教員免許更新制度の円滑な実施に努める。
- ・都道府県・指定都市教育委員会において教員評価の結果を処遇等に適切に反映することなど、教員評価の内容面の改善を促す。
- ・平成 24 年度機構定員要求においては、教員のメンタルヘルス対策を強化する観点から、専門官 1 名及び係員 1 名を要求している。

○安全・安心で豊かな学校施設の整備推進（施策目標2-7）

- ・東日本大震災の後、計画していた耐震化事業を前倒しする地方公共団体が出てくるなど、被災地にとどまらず全国的に学校施設の防災対策への需要が高まってきている。そのような需要に応えるため、平成24年度予算概算要求・要望については、一刻も早く震災に備えた施設整備を行えるよう、予算要求を行うこととする。
- 平成24年度機構定員要求においては、耐震化と並んで公立学校施設の大きな課題となっている老朽化対策等（2名）について、専門職職員を要求している。

○幼児教育の振興（施策目標2-9）

- ・認定こども園制度の普及・促進策としては、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣3大臣合意による「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、認定こども園制度の具体的な改善方策についての報告書「今後の認定こども園制度の在り方について」がとりまとめられ、これを受けて、文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室では、報告書に示された改革の方向に沿って、会計処理の簡素化の実現など、二重行政の解消等の運用改善に取り組んでいる。また、安心こども基金等、幼稚園・保育所の枠組みを超えた認定こども園への新たな財政措置も合わせて、認定こども園制度が一層積極的に活用されるよう引き続き取り組む。
- ・幼稚園における学校評価ガイドラインを改訂し、学校評価により期待される取組と効果に関する記述を充実するとともに、好事例の共有化を図り、各園の取組を促す。また、平成19年度に改訂され、平成21年度から実施されている幼稚園教育要領の円滑な実施に向け、引き続き改訂内容の趣旨を徹底させることはもとより、好事例の共有化等を図り、幼児教育の一層の質の向上を目指す。
- ・多様化するニーズに対応するため、平成20年3月に作成した「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」の周知徹底に努め、好事例の共有化を図るとともに、引き続き私学助成等による財政支援を行う。
- ・幼稚園への就園を更に推進するため、引き続き幼稚園就園奨励費補助金制度の充実に努める。

○一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進（施策目標2-10）

- ・発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うための体制整備等推進については、体制整備の一層の推進に向けた施策を検討していく。
- ・特別支援教育に関わる教員の専門性向上や指導内容・方法等の改善については、特別支援学校教諭等免許状の保有率の一層の向上に向けた施策を検討していく。
- ・平成24年度機構定員要求においては、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援のための体制強化を図るため、課長補佐 1 名、早期支援係長 1 名、医療的ケア支援係長 1 名を要求している。